

第 1 回

宇都宮地域合併協議会 会 議 資 料

日時：平成15年6月6日（金） 午後2時より

場所：宇都宮グランドホテル 平安の間

第1回宇都宮地域合併協議会 会議次第

日 時 平成15年6月6日(金)
午後2時～
場 所 宇都宮グランドホテル
平 安 の 間

1 開 会

2 準備会代表あいさつ

3 委員紹介

4 仮議長の選出

5 会議録署名人の選任

6 経過説明

7 議 事

議案第1号 宇都宮地域合併協議会規約の制定について

議案第2号 監査委員の選任について

議案第3号 平成15年度宇都宮地域合併協議会事業計画について

議案第4号 平成15年度宇都宮地域合併協議会収支予算について

8 報告事項

報告第1号 会長職務代理の指定について

9 今後の取組について

10 その他

11 閉 会

宇都宮地域合併協議会委員名簿

自治体名	区 分	氏 名	備 考
宇都宮市	行政代表	福田 富一	宇都宮市長
上三川町	行政代表	猪瀬 成男	上三川町長
上河内町	行政代表	手塚 順一	上河内町長
河内町	行政代表	玉生 勝経	河内町長
高根沢町	行政代表	高橋 克法	高根沢町長
宇都宮市	議会代表	小野里 豊	宇都宮市議会議長
宇都宮市	議会代表	大竹 清作	宇都宮市議会総務常任委員会委員長
宇都宮市	民間代表	須賀 万里子	宇都宮市社会福祉協議会会長
宇都宮市	民間代表	築 郁夫	宇都宮商工会議所会頭
宇都宮市	民間代表	湯澤 博	宇都宮市自治会連合会会長
宇都宮市	行政代表	竹原 卓郎	宇都宮市助役
上三川町	議会代表	坂入 寛六郎	上三川町議会議長
上三川町	議会代表	松本 清	上三川町議会合併問題調査研究特別委員会副委員長
上三川町	民間代表	石川 伍一	上三川町自治会長連絡協議会会長
上三川町	民間代表	稲葉 信子	上三川町女性団体連絡協議会会長
上三川町	民間代表	吉沼 正夫	上三川町商工会会長
上三川町	行政代表	渡辺 清	上三川町助役
上河内町	議会代表	江連 俊	上河内町議会議長
上河内町	議会代表	藤江 政夫	上河内町議会総務常任委員会委員長
上河内町	民間代表	江連 功	上河内町社会福祉協議会副会長
上河内町	民間代表	斎藤 勝	上河内町青少年育成町民会議会長
上河内町	民間代表	手塚 早苗	上河内町自治会長連絡協議会会長
上河内町	行政代表	福嶋 邦夫	上河内町助役
河内町	議会代表	横田 弘	河内町議会議長
河内町	議会代表	白坂 喜美雄	河内町議会総務常任委員会委員長
河内町	民間代表	加藤 幸雄	河内町文化財保護審議会会長
河内町	民間代表	釜井 傳一郎	中岡本土地改良区理事長
河内町	民間代表	鱒淵 幸三	河内町自治会長連合会会長
河内町	行政代表	南木 昭男	河内町助役
高根沢町	議会代表	鈴木 利二	高根沢町議会議長
高根沢町	議会代表	鈴木 保夫	高根沢町議会総務常任委員会委員長
高根沢町	民間代表	加藤 晴一	高根沢町区長会会長
高根沢町	民間代表	手塚 誠	高根沢町商工会会長
高根沢町	民間代表	森田 広子	高根沢町女性団体連絡協議会会長
高根沢町	行政代表	菊地 三夫	高根沢町助役
共通委員	学識等	伊澤 茂	宇都宮農業協同組合代表理事組合長
共通委員	学識等	中村 祐司	宇都宮大学国際学部教授
共通委員	学識等	沼田 良	作新学院大学地域発展学部教授

任意合併協議会設立の経過について

本協議会については、去る平成15年5月30日に、宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、高根沢町の各首長が集まり、1市4町の合併に関する協議を行うための協議会の設置について合意が整ったため本日をもっての設立となりました。その経過は下記のとおりです。

1 背景

現在、地方自治体は地方分権の進展や全国的に厳しい財政状況といった社会経済状況の変化に対処する必要に迫られており、近隣の自治体同士の連携による事務の効率化やサービス強化、また自治能力そのものの向上などが求められています。

このような状況のなか、その有効な方策の一つとして「市町村合併」が挙げられており、国においても「市町村の合併の特例に関する法律」(合併特例法)の改正により、住民発議制度の拡充や地域審議会の創設、合併特例債の創設など、さまざまな支援策を充実させております。

栃木県においても平成13年1月に「栃木県市町村合併推進要綱」を策定し、市町村合併のパターンを例示しており、また合併前における補助金の交付や合併後の市町村の臨時的な財政需用に対しての特別交付金制度を創設するなど、自治体の自主的な機運の盛り上がりによる合併を促進・支援しています。

2 市や町などの取り組み

- (1) 宇都宮地区広域行政推進協議会による検討(平成13年6月～平成14年3月)

構成市町(宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、壬生町、石橋町)

従来から広域行政に取り組んできた宇都宮地区広域行政推進協議会においても、栃木県が例示した合併パターンを参考に、宇都宮地区広域行政推進協議会を構成する1市5町が合併した際の行財政シミュレーションなどのさまざまな調査研究を行い、平成14年3月に調査結果を報告しました。

- (2) 1市8町の自治体職員による勉強会の実施(平成14年12月26日～平成15年2月12日)

構成市町

(宇都宮市、上三川町、南河内町、上河内町、河内町、壬生町、石橋町、芳賀

町，高根沢町)

各自治体の部長や課長クラスの職員で構成し，南河内町を除く1市7町の都市圏における，通勤，通学，商圈などの状況，また平成15年2月から南河内町も加わり，1市8町の行財政状況など合併を検討するための現況調査や情報交換を含めた勉強会を3回行いました。

- (3) 1市8町の助役による研究会の開催（平成15年2月20日～平成15年3月20日）

構成市町

（宇都宮市，上三川町，南河内町，上河内町，河内町，壬生町，石橋町，芳賀町，高根沢町）

事務レベルでの調査研究や検討を受けて，各自治体の助役による研究会を2回開催し，合併協議へ取り組む際の基本的な考え方を検討するため，その背景となる社会状況や課題などを調査・分析したほか，具体的な合併に関する協議の方法についての検討を行い，市町合併についての共通理解を深めてきました。

- (4) 合併協議に関する助役会議（平成15年5月27日）

宇都宮市，上三川町，上河内町，河内町，高根沢町の助役が集まり事務レベルでの最終的な協議を行い，今後の合併協議を進めるにあたって，任意の協議会を設けて協議することや，合併協議の今後の取り組みの方針について確認しました。

- (5) 合併協議に関する首長会議 任意合併協議会準備会（平成15年5月30日）

宇都宮市，上三川町，上河内町，河内町，高根沢町の首長が集まり，今後1市4町で合併協議を行うにあたっての基本的考え方などについて確認し，また協議を進める組織として任意の協議会を設置し，合併への基本的な合意ができた後，法定協議会を設置して引き続き協議することなどを確認しました。

議案第 1 号

宇都宮地域合併協議会規約の制定について

宇都宮地域合併協議会規約を次のように制定する。

平成 1 5 年 6 月 6 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 福 田 富 一

宇都宮地域合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 宇都宮市，上三川町，上河内町，河内町及び高根沢町（以下「構成市町」という。）は，合併の是非を含めた基本的問題等について協議するため，合併協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の名称)

第2条 協議会は，宇都宮地域合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は，次に掲げる事項を協議し，又は調整する。

- (1) 合併に関する基本的事項
- (2) 市町建設計画案の策定に関する事項
- (3) 住民啓発に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか，構成市町の合併について必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は，宇都宮市に置く。

(組織)

第5条 協議会は，会長，副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長は宇都宮市長とし，副会長は構成市町の長（宇都宮市長を除く。）をもって充てる。

- 2 会長は，協議会を代表し，会務を総理する。
- 3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，会長があらかじめ指定する副会長が，その職務を代理する。

(委員)

第7条 委員は，次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 構成市町の助役
- (2) 構成市町の議会の議長及び市町合併を調査又は審査する特別委員会の委員長（ただし，特別委員会が設置されていない場合は，市町合併を所管する常任委員会の委員長）
- (3) 構成市町の長が推薦する民間団体の代表者
- (4) 構成市町の長が協議して定めた者

(顧問)

第8条 会長は，特に専門的見地から助言，提言等が必要と認められた場合には，協議会に顧問を置くことができる。

(会議)

第9条 会議は，会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は，副会長及び委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は，会議の議長となる。
- 4 会議の議事，運営その他必要な事項は，会長が別に定める。

(関係職員等の出席)

第10条 会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(小委員会)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議をさせるため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第12条 協議会に提案する事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議し、又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務局は、宇都宮市に置く。

3 事務局の事務に従事する職員は、構成市町の長が協議して定める者をもって充てる。

4 事務局の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担等)

第14条 協議会の運営に必要な経費は、構成市町の負担金その他の収入をもって充てる。

2 負担金は、協議会で必要な経費全体のうち、4割を構成市町の均等割り負担とし、6割を構成市町の人口全体数に占めるその市町の人口の割合で算出した負担額をもって負担するものとする。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

(監査)

第15条 協議会の出納の監査は、会長が構成市町の収入役のうちから、協議会の同意を得て選任した3人の監査委員が監査を行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関する事務の処理については、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 第7条第2号から第4号までで規定する委員、第8条で規定する顧問及び第10条で規定する関係職員等は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬、費用弁償の額、支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(他の市町の参加等)

第19条 構成市町以外の市町は、協議会に参加することができる。

2 前項の規定に基づき協議会への参加の申出があったときは、会長は、速やかに当該申出をした市町の参加について協議会の会議に諮るものとする。

3 前2項の規定に基づき協議会に参加した市町（以下「参加市町」という。）は、当該参加の日の属する年度の協議会の経費を負担するものとし、負担すべき額については、第14条第2項の規定により算出する。

4 参加市町は、参加の際既に協議会の会議において決定された事項があるときは、当該事項を尊重するものとする。なお、構成市町においても、当該事項は同様に尊重するものとする。

（補則）

第20条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成15年6月6日から施行する。

2 協議会の設立当初の会計年度は第14条第3項の規定にかかわらず、平成15年6月6日から平成16年3月31日までとする。

議案第 2 号

監査委員の選任について

宇都宮地域合併協議会監査委員を次のように選任する。

平成 1 5 年 6 月 6 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 福 田 富 一

監査委員

上河内町収入役 大 木 二 三 男

監査委員

河内町収入役 斉 藤 弘

監査委員

高根沢町収入役 鈴 木 一 郎

議案第3号

平成15年度宇都宮地域合併協議会事業計画について

平成15年度宇都宮地域合併協議会事業計画を次のように定める。

平成15年6月6日提出

宇都宮地域合併協議会
会長 福田 富一

平成15年度 宇都宮地域合併協議会事業計画

- 1 協議会，幹事会，専門部会等の開催
 - ・ 合併に関する基本的事項の調整
- 2 市町建設計画案の策定
- 3 住民への啓発活動
 - ・ 広報紙の発行
 - ・ ホームページの開設
 - ・ シンポジウムの開催
- 4 調査・研究事業
 - ・ 合併先進地視察研修の実施
 - ・ 合併先進事例等の調査・資料収集
- 5 その他
 - ・ 合併に関する必要な事業の実施

議案第 4 号

平成 1 5 年度宇都宮地域合併協議会収支予算について

平成 1 5 年度宇都宮地域合併協議会収支予算は、次に定めるところによる。

平成 1 5 年 6 月 6 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 福 田 富 一

平成15年度 宇都宮地域合併協議会収支予算

歳入歳出予算総額

21,122 千円

1) 歳入

(単位 千円)

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
						区 分	金 額
1	1	1	16,121	0	16,121	1 負 担 金	16,121
2	1	1	5,000	0	5,000	1 補 助 金	5,000
3	1	1	1	0	1	1 預 金 利 子	1
歳入合計			21,122	0	21,122		21,122

2) 歳出

(単位 千円)

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度予算内訳			
						節			
						区 分	説明科目	金 額	
1	1	1	2,212	0	2,212			2,212	
						1 報酬	2 委員報酬	1,598	
						5 災害補償費	3 委員災害補償費	192	
						11 需用費	3 食糧費	422	
	2	1	1	5,183	0	5,183			5,183
							11 需用費	1 消耗品費	1,481
								3 食糧費	4
							12 役務費	1 通信運搬費	123
	13 委託料		3,360						
	14 使用料及び賃借料		177						
	18 備品購入費	1 庁用器具費	38						
2	1	1	13,627	0	13,627			13,627	
						8 報償金	1 報償金	500	
						9 旅費	1 費用弁償	1,605	
							2 普通旅費	692	
	13 委託料		10,830						
3	1	1	100	0	100			100	
						1 予備費		100	
歳出合計			21,122	0	21,122			21,122	

報告第1号

会長職務代理の指定について

会長職務代理を次のように指定したので報告する。

平成15年6月6日提出

宇都宮地域合併協議会
会長 福田 富一

会長職務代理 副会長 猪瀬 成男

今後の取組について

1 市町合併に向け必要となる事項

複数の市町が合併し新たな市となるに際しては、住民福祉の向上を目指し、新たな市においてどのようなまちづくりを行うかを明確にするとともに、市町により異なる行政制度や各種のサービスの調整を行うことが必要になります。

また、合併に向けた市町議会や県議会における議決や官報掲載による告示等、各種手続が行われることとなります。

2 市町合併に必要となる具体的な取組

(1) 市町建設計画の策定

新市の建設を総合的かつ効果的に推進する指針として、合併する市町の速やかな一体性の確立と住民福祉の向上、新市全体の均衡ある発展を目指し、合併後の新市のソフト・ハード両面にわたるまちづくり全般に関する総合的な方針を定めます。

新市建設の基本方針や主要事業、財政計画など合併特例法に規定されている事項のほか、新市の将来像や地域自治制度など新たなまちづくりの方向性について示すこととなります。

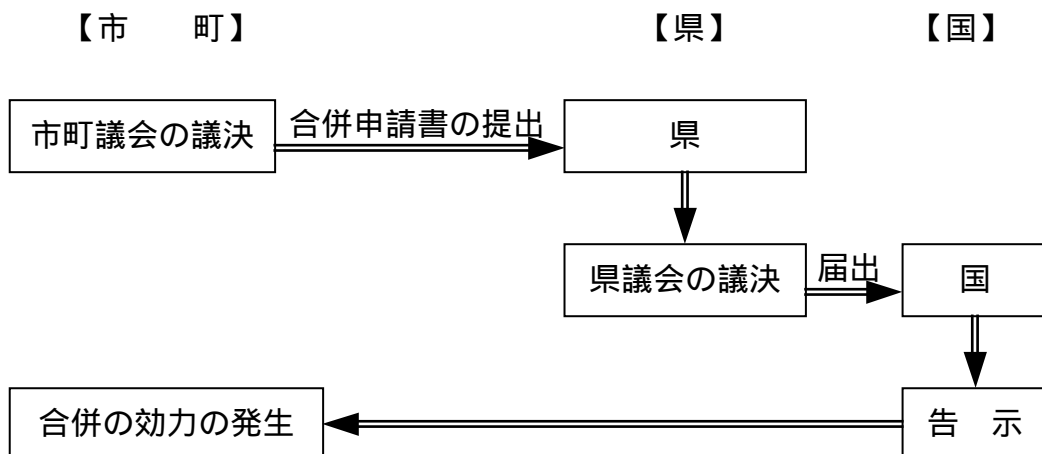
(2) 事務事業等の調整

現在、各市町において行われている行政制度・事務事業等については、事務事業等の実施体制やサービス内容が異なっているものが存在します。

新市に移行する際に、住民が行政制度の違いにより混乱や不利益を被ることがないように、その行政サービスや負担水準の調整を図ることが必要であり、調整を図った事務事業等については、合併協定書として文書化することが一般的です。

(3) 合併に関する手続

合併に向けては、次のような手続が必要になります。



3 スケジュール

		全体の流れ	市町建設計画	事務事業調査
平成 十五 年度	6月	任意協議会設置（第1回）		現状把握・課題抽出、 調整方針の検討 調整方針の確定
	7月	第2回	将来構想策定方針(案)の策定	
	8月	第3回	将来構想の策定 ・ 将来都市像 ・ 地域自治制度 ・ 新市の施策 など	
	9月			
	10月	第4回		
	11月	第5回		
	12月	市町議会議決		
	1月	法定協議会設置（第1回）		
	2月			
	3月	第2回		
平成 十六 年度	4月	第3回		重点事業検討 公共施設統合整備計画 地域別計画 財政計画 策定 総務大臣・知事への 送付
	5月			
	6月	第4回		
	7月	第5回		
	8月	合併協定書調印		
	9月	市町議会議決		
	10月			
	11月			
	12月	県議会議決		
	1月	申請		
2月	告示（官報掲載）			
3月	合併		準備作業	